

再発防止策の検討に係る論点整理

平成31年3月25日
国土交通省 住宅局
建築指導課

リスク情報の早期共有による不正事案拡大防止に向けた論点(案)

(1) 特定行政庁間の早期の情報共有の必要性

- ・不備の露見した案件(事業者、構造方法等)に関する情報が特定行政庁間で共有され、同じ事業者による事案が複数発生していることが確認された場合に、同様の案件について、特に注意して対応することを可能とする仕組みが有効。

(2) 特定行政庁における的確な事案処理に向けた課題

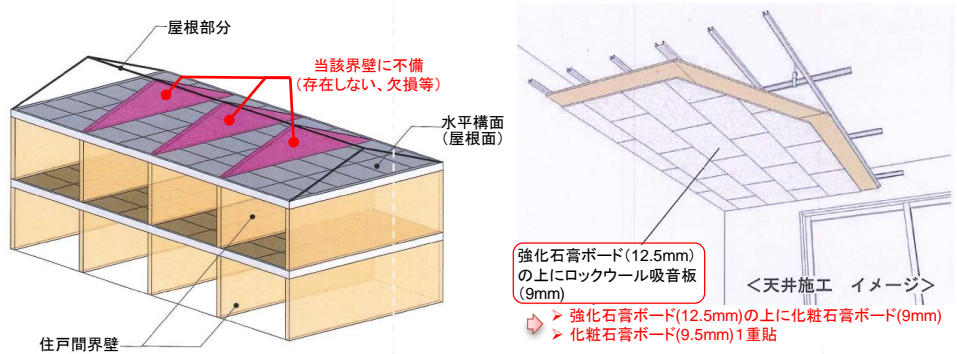
- ・特定行政庁において、違反特定等の処理にあたって生じた懸案事項等を他の特定行政庁と共有する仕組みが有効。
- ・他の特定行政庁における類似事案の違反特定等の処理経験を共有する仕組みも有効。
- ・上記の懸案事項、処理事例の共有化を通じ、特定行政庁による事案処理上参考となる方針を整理・共有する仕組みが有効。

(3) リスク情報の早期共有による不正事案拡大防止のための体制

- ・リスク情報の早期共有による不正事案拡大防止や迅速な違反特定等の推進に向け、特定行政庁や指定確認検査機関等により構成される日本建築行政会議(JCBA)の機能を活用できないか。

- ✓ 今回レオパレス21の案件において、建築基準法に基づき認められている仕様に適合しない仕様又は設計図書と施工に不整合が生じていることが確認されたのは、①小屋裏の界壁、②床を構成する天井、③界壁、④外壁。
- ✓ このうち、**①小屋裏の界壁及び②床を構成する天井については、建築士による通常の工事監理が適切に行われていれば、施工者に対して修正指示がなされていた可能性が高いもの**
- ✓ 一方で、**③界壁及び④外壁については**、工場においてパネルとして組み立てられていた部材の隠蔽部が設計図書と不整合となっていたことに起因するものであり、工事監理者による使用部材の確認において、通常の工事監理では、内部充填材の仕様の違いを発見するのは難しい面があったものと考えられる。

①小屋裏の界壁・②床を構成する天井



● 部材搬入・施工について

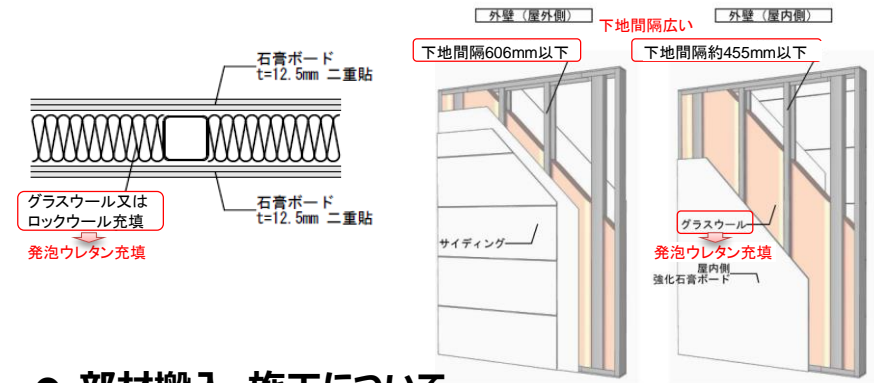
- ✓ 個別の部材が搬入され、現場で組み立て

● 工事監理について

- ✓ 単純な部材及び施工状況の確認により修正指示可能。

問題点：適切な工事監理が行われなかった可能性

③界壁・④外壁



● 部材搬入・施工について

- ✓ 内部が隠蔽されたパネルが搬入され、現場で組み立て。

● 工事監理について

- ✓ 不整合箇所が隠蔽されており単純な部材確認では修正指示が困難

問題点：(工場で組み立てられ内部が隠ぺいされる等の)規格化部材の工事監理のあり方に課題

工事監理に係る現状

工事監理ガイドラインは、工事と設計図書との照合・確認方法例を工事種別毎に示すもの

レオパレス21・外部調査委員会報告等

- ・ 不備の原因・背景となる問題は組織的・構造的に存在
- ・ 一連の生産プロセスにおいて、法規適合性や品質・性能チェックが十分に尽くされていなかったと考えられる。

<不整合案件の分析>

- ① 適切に工事監理が行われなかった可能性
- ② (工場で組み立てられ内部が隠ぺいされる等の) 規格化部材の工事監理のあり方に課題



工事監理及び建築確認検査に係る再発防止策の検討に係る論点整理

<工事監理>

通常の仕事監理のあり方について、今回の事案を踏まえ、より明確化する必要があるのではないか。

規格化された工法・部材に対する仕事監理のあり方について検討する必要があるのではないか

<建築確認>

仕事監理のあり方の検討と併せて確認検査のあり方について検討する必要があるのではないか